

函館市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 7 号

函館市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

函館市行政手続条例施行規則（平成 8 年函館市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「函館市行政手続条例（平成 8 年函館市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、本則を第 2 条とし、同条に見出しとして「（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）」を付し、同条の前に次の 1 条を加える。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、函館市行政手続条例（平成 8 年函館市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の 1 条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法）

第 3 条 条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項および第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。